

住居確保給付金『家賃補助』

常用就職を目指す方に家賃を助成する制度です。

支給額	●次の金額を上限として、家賃の実費分について支給 1人世帯: 53, 700円 2人世帯: 64, 000円 3人以上の世帯: 69, 800円～83, 800円 (世帯人数によって変わりますので、詳しくはお問合せください) ※収入額により、支給が一部となる可能性があります	支給方法	原則 不動産仲介業者等への 直接振り込み (代理納付)
支給期間	原則3ヶ月 (状況により最長9か月) ⇒就職活動を誠実に継続し、一定の要件を満たす場合3ヶ月ごとに延長可能	受給中の義務	①申請時のハローワークへの求職申込 ②常用就職を目指す就職活動を行う ③月に4回以上の自立相談支援機関との面談 ④月に2回以上のハローワークでの職業相談 ⑤週に1回以上の求人先への応募・面接の実施

●以下8つの要件すべてに当てはまる方が対象となります。

住居確保給付金の支給対象要件

①

離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住宅喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること

②

申請日において、離職・廃業の日から2年以内であること（離職時の雇用形態は不問）、または個人の責に帰すべき理由や都合によらないで収入が減収し、離職時と同程度の状況にあること

③

離職等の日において、主たる生計維持者であったこと（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）

④

申請月の世帯収入合計額が基準額＋家賃額以下であること

区分	収入基準額(月收入)
1人世帯	92,000円＋申請者家賃額(上限53,700円) 以下
2人世帯	139,000円＋申請者家賃額(上限64,000円) 以下
3人世帯	172,000円＋申請者家賃額(上限69,800円) 以下

※収入の種類、その他の世帯の基準額は裏面を参照ください

⑤

申請時の世帯の金融資産合計額が、基準額の6ヶ月分以下であること

区 分	金 額
1人世帯	55.2万円以下
2人世帯	83.4万円以下
3人世帯以上	100万円以下

⑥

公共職業安定所に求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

⑦

自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと

⑧

申請者及び申請者と同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

添付書類

①

本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、旅券、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、戸籍謄本、在留カード等

②A

離職関係書類
(2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し)

離職票、源泉徴収票、退職証明書、雇用保険受給資格者証、給与の振込みが途絶えた通帳およびWEB通帳等、廃業届などいずれか

②B

減収証明書類
(減収の方)

勤務表、営業縮小の通知文書、営業縮小のホームページ、事業の収支状況表、就労状況の減少がわかる書類（申立書でも代替可能）

③

収入関係書類
※世帯全員分

申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細書または通帳およびWEB通帳等）
※あれば直近3ヶ月の収入が分かるもの

④

資産関係書類
(外貨を含む)
※世帯全員分
通帳は直近3ヶ月以上の記帳を済ませたもの

申請者および、申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳またはWEB通帳の写し、債券・株式・投資信託、暗号資産等のわかるもの、現金等（NISA等含む）

⑤

その他

●賃貸借契約書（最新のもの）
●ハローワーク受付票(離職の方)

★申請書とともに上記添付書類をご提出いただき、要件が合い受理となった場合に、必要な審査を経て、支給の可否が決定されます。

申請先
【お問い合わせ先】

国立市役所
福祉総務課 ふくふく窓口

「住居確保給付金」担当まで
042-576-2111(内線275・292)